

広島市認知症理解普及促進事業実施要綱

(目的)

第1条 認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするために、地域における認知症の理解を普及する取組や徘徊等に対応したネットワークづくりを推進することにより、地域全体での認知症高齢者等の見守りや支援の体制を推進することを目的とする。

(認知症高齢者等家族の会育成・支援事業)

第2条 広島市の各区ごとに活動している認知症高齢者等家族の会を育成・支援することにより、在宅で認知症高齢者を介護している家族等の介護技術等の向上及び介護負担の軽減を図るとともに、地域における認知症高齢者の見守り・支援体制づくりを促進することを目的とする。

2 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 会の活動場所の提供
- (2) 交流会、研修会その他会の活動に対する講師の派遣
- (3) 会の活動に対する助言その他必要な援助

3 事業の実施機関は、各区厚生部健康長寿課（保健予防係）（東区にあっては、東区厚生部地域支えあい課（地域支援第二係））とする。

(徘徊高齢者等 SOS ネットワークの構築)

第3条 徘徊等の行動障害のある高齢者等の事前登録を区で受け、地域の関係機関・団体と連携を図り、警察の捜索活動に協力するとともに、関係機関が連携して、家族等への支援や認知症高齢者への正しい接し方についての周知を行う。

2 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 徘徊高齢者等の所在が不明となった場合には、地域の関係機関団体と連携を図り、警察の捜索活動と連携し、早期発見への協力を行う。
- (2) 徘徊高齢者等に関する相談、支援に関すること。
- (3) 本ネットワークの周知・拡大
- (4) その他ネットワークの充実のために必要なこと。

3 事業の実施機関は、各区厚生部健康長寿課（高齢福祉係）（東区にあっては、東区厚生部地域支えあい課（地域包括支援係））とする。

(認知症高齢者介護セミナーの開催)

第4条 市民向けのセミナーを開催することにより、市民一人ひとりの意識啓発を図り、精神症状や問題行動等その疾病の特性から正しい知識が獲られにくい、認知症高齢者の介護方法や心理について正しい知識の普及を図ることを目的とする。

2 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 適切なセミナーが開催できると認められる委託団体に委託して実施することとする。

- (2) 委託団体の長は、事業の実施にあたっては、講演会形式の他、グループワーク、体験学習等の方法により効果的に行うものとする。
- (3) 委託団体の長は、原則として、広島市に住所を有する者を対象として実施するものとする。

3 事業の実施機関は、健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課とする。

(認知症アドバイザー等による普及啓発活動)

第5条 認知症に関する専門知識を持った人材である認知症アドバイザーが、認知症についての正しい知識を一般市民等に対し、認知症サポーター養成講座や相談活動を通じ、広め伝えていき、認知症にやさしい地域づくりを推進することを目的とする。

2 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 認知症アドバイザー養成講座

ア 対象者は、認知症介護指導者養成研修・認知症介護実践リーダー研修（認知症（痴呆）介護実務者研修専門課程）修了者・介護相談員のうち協力意向のある者、地域包括支援センター職員、家族の会会員、その他必要と認められる者とする。

イ 講座修了後は、認知症アドバイザーとして、認知症サポーター養成講座を開催する。

ウ 事業の実施機関は、健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課とする。

(2) 認知症サポーター養成講座

ア 対象者は、市民等とする。

イ 事業の実施機関は、各区厚生部健康長寿課（高齢福祉係）（東区にあつては、東区厚生部地域支えあい課（地域包括支援係））とする。

(事業の運用について)

第6条 この事業の実施にあたっては、認知症高齢者等の見守り・支援体制づくりを促進するものとなるよう、活動内容を工夫し、各々の認知症高齢者施策と連携を図って実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。